

第11回軍縮・不拡散イニシアティブ（NPD I）ハイレベル会合
共同声明 和文仮訳

2022年8月1日、於：ニューヨーク

- 1 我々、軍縮・不拡散イニシアティブ（NPD I）のメンバー国（豪州、カナダ、チリ、ドイツ、日本、メキシコ、オランダ、ナイジェリア、フィリピン、ポーランド、トルコ及びアラブ首長国連邦）は、第10回NPT運用検討会議の意義ある成果及びNPTの完全な実施に対する我々のコミットメントを再確認する。
- 2 第1回NPD I外相共同声明にあるとおり、我々は、2010年NPT運用検討会議において全会一致で採択された成果を前進させ、核軍縮・不拡散の取組を共に推し進めるという目的を共有している。過去12年間、NPD Iはこれらの目的に向けて協調の精神とともに活発な外交を行い、NPT全締約国により同条約の規定が完全で包括的な形で遵守されるよう絶え間なく取り組んできた。多様な見方を持つメンバー国からなる地域横断的なグループとして、NPD Iは、建設的な取組を策定・提示することで、その強みを発揮してきた。NPD Iは、NPTの全締約国に対し、同条約を支持するために効果的な多国間主義の取組を行い、共通の基盤を模索することを求める。
- 3 NPTが発効して50年以上が経つ中、我々は、同条約の恒久的な価値を再確認し、完全な実施に改めてコミットする。我々は、国際的な軍縮・不拡散体制の礎石としてのNPTを引き続き支えていく政治的決意を改めて表明する。NPD Iは、NPTへの普遍的な遵守の重要性を強調し、同条約の全ての非締約国に対し即時締結を求める。
- 4 NPTは、核兵器の拡散を防ぐ上で有用であり続けている。広島・長崎で核兵器が使用されて以来77年間、核兵器は一度も使用されていない。更なる前進が依然必要ではあるものも、NPTは、核軍縮にとって必要不可欠な枠組みを提供してきた。さらに、NPTは、第4条において平和的目的のための原子力技術の使用に関する締約国の権利を保障し、原子力技術へのアクセスを促進してきた。
- 5 NPD Iは、ロシアによるウクライナに対する侵略及びウクライナのNPT加入に際して認められた安全保証に関するブダペスト覚書へのコミットメントの反故（ほご）は、NPT体制を著しく損ねるものであり、強く非難する。我々は、核兵器の使用による威嚇及び原子力施設への武力による制圧及び攻撃は、容認できるものではなく深く懸念する。こうした緊張を高める行動は、原子力安全及び核セキュリティに対する深刻なリスクであり、グローバルな軍縮・不拡散の取組を損なうものであり、また、核リスク低減の必要性を強調させるものである。
- 6 我々は、ロシアに対し、早急に緊張緩和に取り組み、2022年1月3日の「5核兵器国首脳による核戦争の防止及び軍拡競争の回避に関する共同声明」にコミットするよう求める。全ての核兵器国が、核戦争に勝者はなく、戦われてはならないことを確認するこのコミットメントを保持し、安全保障に係る情勢を考慮しつつ、NPTの下での自国の義務及びコミットメントの履行に関する対話の模索に向けた外交的努力を追求することへの我々の期待を強調する。
- 7 国際安全保障環境の現下の急速な悪化は懸念すべきものがある。国際安全保障にこれまで貢献してきた合意や規範は、弱体化・終了してきており、国際安全保障への脅威に対応するべく、再活性化が必要がある。また、新たな破壊的な技術が我々の国際安全保障環境に不穏な影響を与え得る。

- 8 N P D I は、大陸間弾道ミサイル（I C B M）を含め、関連する国連安保理決議に違反する北朝鮮による前例にない一連の弾道ミサイル発射を強く非難し、朝鮮半島の完全な、検証可能な、かつ不可逆的な非核化を実現するという国際社会の目標へのコミットメントを改めて表明する。我々は、北朝鮮に対し、N P T 及び I A E A 保障措置義務の完全な遵守へ復帰するとともに、国連安保理決議に従い、北朝鮮の全ての核兵器、その他の大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルを廃棄するよう強く求める。我々は、国際社会の全てのメンバーに対して、関連する国連安保理決議を完全に遵守し、対話を通じた平和的かつ包括的な解決の促進に向けあらゆる努力をするよう求める。
- 9 我々はまた、イランの核計画が専ら平和的な性質のものであることを検証するための I A E A の能力が低下していることと、J C P O A に係る協議の進展の欠如について懸念をもって留意する。我々は、イランによる J C P O A の下での核関連の自国のコミットメントを損なう現在行われている行動に留意する。J C P O A の適時の回復に向け、交渉の迅速な締結が不可欠である。我々は、全ての当事者による J C P O A の完全な実施への支持を改めて表明し、イランに対し、追加議定書及びその他の J C P O A の透明性に関するコミットメントの完全な履行に復帰することを強く要請する。我々は、イランに対し、未申告の核施設に関連する全ての未解決の保障措置の問題を明確にして解決するために I A E A と協力することを求める。
- 10 これらの課題に対処するべく、我々は、多国間の解決策を模索し、双方向の対話に関与し、特に核軍縮に関する N P T の義務とコミットメントを履行し、信頼を醸成していかなければならない。我々は、広島・長崎への訪問や、被爆者との交流を通じ、被爆の実相への理解を維持・向上させていかなければならない。
- 11 この観点から、米露間の新戦略兵器削減条約（新 S T A R T）の延長は、歓迎すべき動きである。N P D I は、核兵器の更なる削減及び戦略的安定性に資するこうした取決めの拡大に向けた核兵器国間の継続的な対話を奨励する。
- 12 核兵器のない世界は、国際社会及び N P T の究極的な目標である。その観点で、N P T の 3 本柱のバランスのとれた、かつ、完全な実施は、不可欠である。核兵器国による決意と積極的なリーダーシップは、N P T の目的の完全な実現と、今次 N P T 運用検討会議の成果の確保のために肝要である。核兵器国は、N P T 第 6 条の下での義務及びコミットメントを履行し、核軍拡競争の停止及び核軍縮に関する効果的な措置及び具体的な取組を行うことにより、N P T の目的を達成するための特別な責任を負っている。N P D I は、40 年にわたるグローバルな核兵器の減少を維持し、これを逆転させてはならないことを強く主張する。
- 13 N P D I は、透明性の向上、N P T 運用検討プロセスの強化、核軍縮検証の更なる発展、核リスク低減の実施、並びに原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の強化のための具体的な措置を推進する。我々は、不拡散体制及び原子力エネルギーの平和的利用に係る各国への支援における I A E A とその保障措置制度の中心的な役割を強調する。
- 14 N P D I は、運用検討会議の成功に資するべく、N P T の 3 本柱全てに関する数々の具体的な提案を行ってきた。我々は、N P T の全締約国に対し、これらの実質的な提案についての検討及び支持を呼び掛ける。N P D I は、橋渡し役として引き続き取り組み、N P T の全締約国への実質的な働きかけを深化させる。N P D I は、N P T の実施を強化するために必要な、継続的なかつハイレベルの政治的リーダーシップ及び外交上の対話の促進にコミットし続ける。本日、我々は、過去 52 年間の進展を支持し、核兵器のない世界という N P T の究極の目標を達成するための新たな政治的コミットメントを改めて表明する。